

国有林の地域別の森林計画書（案）

（紀北森林計画区）

〔 変 更 〕

計画期間 { 自 平成24年 4月 1日
至 平成34年 3月 31日 }
(平成25年12月 日変更)

近畿中国森林管理局

ま え が き

森林法第7条の2第1項の規定により樹立した既定計画を、同条の2第3項の規定において準用する第5条第4項の規定に基づき、次のとおり変更します。

(変更理由)

地域の実情に基づいて、林道の開設又は拡張に関する計画の事項を変更する。

この用紙は間伐材を活用しています。

紀北森林計画区の位置図



凡	例
府 県 界	—————
森 林 計 画 界	—————
市 町 村 界	—————

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課	課	長	石上	公彦
	流域管理指導官		坪木	直文
	課 長 補 佐		森本	茂
	企 画 係 長		草深	和博

2 樹立に従事した期間

自 平成25年 4月 1日

至 平成25年12月31日

目 次

II 計画事項	1
第5 計画量等	1
4 林道の開設又は拡張に関する計画	1

II 計画事項

第5 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

開設 拡張 別	種類	区分	位置 市町村	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動 車道	林業 専用 道	高野町	高野山林業専用道 217林班線	(1)0.42	29	○		
				高野山林業専用道 225林班線	(1)3.58	64	○	①	
				高野山林業専用道 235林班線	(1)0.90	21	○	②	
				計	(3)4.90				

注：（ ）は箇所数